様式第2号(第4条関係)

指令　　第　　　号

出雲市畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付決定通知書

　申請者　住所

　　　　　団体名

　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　様

　　　年　月　日付けで申請のありました出雲市畜産競争力強化対策整備事業費補助金につきましては、出雲市畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年　　月　　日

出雲市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 | 年度 | 補助金の名称 |  |
| 補助事業の名称 | |  | |
| 補助対象金額 | | 円 | |
| 交付金額 | | 円 | |
| 補助の条件 | | 1　補助金は、交付の目的以外に使用しないでください。  2　事業の内容の変更、予算の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。また、事業を中止又は廃止する場合にも、市長の承認を受けてください。  3　事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。  4　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないでください。  5　事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を5年間整備しておいてください。  6　特記事項　裏面のとおり | |

　上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で取り下げをしてください。

5　特記事項

(1) 畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱（平成27年2月3日付け26生畜第1674号農林水産事務次官依命通知。）、畜産競争力強化対策整備事業実施要綱（平成27年2月3日付け26生畜第1672号農林水産事務次官依命通知。）、畜産競争力強化対策整備事業実施要領（平成27年2月3日付け26生畜第1673号農林水産省生産局長通知。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月農林省令第18号）、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）、島根県畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱(平成27年2月27日付け農畜第1454号。以下「県交付要綱」という。)出雲市畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱（平成27年出雲市告示第■号。)、出雲市補助金等交付規則（平成17年出雲市規則第38号）の定めるところに従ってください。

(2) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付してください。ただし、運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

(3) 前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、県交付要綱別記様式第8号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争等に参加させないでください。

(4) 事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、県要綱別記様式第7号による財産管理台帳及びその他の関係書類を整理保管してください。

(5) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ってください。

(6) 前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しないでください。

(7) 前号により市長の承認を得て処分したことにより、収入のあったときには、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。

(8) (1)の条件に違反したときには、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。